平成２２年（フ）第５７号
福島県東白川郡棚倉町大字仁公儀字ソナ地250番地117
破産者　石黒　克弘
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８８６号
さいたま市北区植竹町１丁目151番地４ライオンズマンション大宮公園304号、破産手続開始決定時の住所さいたま市浦和区木崎２丁目25番10―607号
破産者　池﨑　紀昭
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２６号
埼玉県川越市大字笠幡3803番地１　チサンマンション川越601号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県蓮田市東３丁目６番３号
破産者　瀧澤　愼元
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８８号
埼玉県川口市戸塚東４丁目24番１―306号ライオンズガーデン東川口第２
破産者　殿岡　樹子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０８号
埼玉県鳩ケ谷市南２丁目19番19号　サンライフミナミ104号
破産者　下條　正昭
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目３番30号　コーポ安永101、旧住所埼玉県朝霞市幸町１丁目２番４号　セレナハイム朝霞青葉台公園201
破産者　齋藤　達夫
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
さいたま市大宮区寿能町１丁目13番地　大宮公園ハイツ１号棟403号
破産者　すし海鮮処岬こと　野呂　　幸
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１１号
埼玉県蓮田市末広１丁目８番18号　増永ハイツＡ―202号
破産者　持木　勇雄
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４５号
横浜市神奈川区三ツ沢下町21番２―106号、開始決定時の住所横浜市中区弥生町３丁目33番地２　マイキャッスル横濱大通り公園802号室
破産者　山下　孝治
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４号
新潟県糸魚川市大字須沢3188番地　市営須沢公園住宅211号
破産者　串橋久美子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１２５号
富山県射水市太閤山３丁目89番地、前住所富山市西大沢57番地
破産者　川原　政義
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
長野県松本市浅間温泉３丁目３番27号、破産手続開始決定時の住所長野県飯山市大字飯山239番地４
破産者　村上　博利
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
長野市上松４丁目24番19号
破産者　伊藤貴美子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
長野県安曇野市豊科5687番地７、開始決定時の住所長野県安曇野市豊科4511番地６　トヨシナコーポ201
破産者　丸山　　隆
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第７０号
長野県飯田市北方203番地２
破産者　宮下　弘司
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第７２号
長野県飯田市北方203番地２
破産者　宮下　武男
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部